

償却資産 申告していますか？

～ ご存知ですか？償却資産の申告制度 ～

償却資産ってなに？

何をすればいいの？



このような方は償却資産をお持ちです

工場や商店などを経営している

アパートや駐車場などを貸している

看板や機械、工具、陳列棚、プレハブ倉庫（土地に定着していないもの）金型などを所有している

看板や舗装路面、外構、集合郵便受などを所有している

これらを法人税法や所得税法で減価償却資産の対象としている

申告すべき償却資産を所有しています！

*自動車税の対象となるものなど対象外のものもあります。



- ・償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産です。
- ・償却資産の対象になるものは、会社や個人が、事業のために所有する構築物や機械、器具、備品などの資産です。



償却資産をお持ちの方は、申告が必要です！

毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに資産の所在地に申告することになっています。（地方税法383条）

*所有する資産が少なくても必ず申告してください。



具体的に、どのようなものが償却資産の対象になりますか

償却資産の対象となる主なもの（業種別例）

共通

看板、駐車場舗装、消雪設備、外構工事、LAN配線、簡易間仕切り、ルームエアコン、コピー機、事務机、椅子、応接セット、パソコン、レジスター、ロッカー、キャビネット その他

製造業



各種製造設備（旋盤、金型、プレス機、ボール盤、フライス盤、梱包機など）
受変電設備、機械の給排水設備
・測定工具、検査工具
・舗装路面 その他

建設業



・各種建設機械（ブルドーザー、ショベルローダ、パワーショベルなど）
・大型特殊自動車（フォークリフトなど）
・発電機 その他

小売業



・陳列ケース（冷凍・冷蔵機付きを含む）
・自動販売機
・冷蔵庫、冷凍庫
・冷蔵ストッカー
・その他

農林業



・ビニールハウス
・乾燥機、もみすり機
・歩行型田植え機
・大型特殊自動車（フォークリフトなど）
・チェーンソー
・製材機 その他

飲食店



・厨房設備
・テーブル、椅子
・冷蔵庫、冷凍庫
・カラオケ機器
・その他

理容業 美容業



・理・美容椅子
・洗面・洗髪設備
・タオル蒸し器
・パーマ器
・サインポール
・その他

医療業

ベッド、レントゲン装置、手術機器、調剤機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、入院患者用厨房設備、その他



自動車整備業

コンプレッサー、工具、リフト、測定検査機器、その他



ガソリンスタンド

洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク、監視カメラシステム、外灯、その他



洗濯業

洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、ビニール梱包設備、その他



不動産賃貸業

（駐車場やアパートの貸付業）

アスファルト舗装、植栽等外構工事など



次のような資産も申告対象となります。

- ・償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ・簿外資産や遊休又は未稼働の資産であっても、1月1日現在において事業の用に供することができる状態にあるもの
- ・借用資産（リース資産）であっても契約内容が割賦販売と同様である資産
- ・従業員が利用するための食堂や娯楽施設などの福利厚生のに供するもの
- ・取得価格が10万円未満の資産でも、個別に減価償却しているもの（法人のみ）



特殊自動車も償却資産の対象になりますか

特殊自動車は、大きさやスピードによって税金の種類が違います！

お持ちの特殊自動車が、固定資産税の対象となるか軽自動車税の対象となるか、この表を御参考に判断してください。判断に迷ったら、税務課資産税係にお問い合わせください。

お持ちの特殊自動車は **農耕車** ですか？
農耕車以外の特殊自動車ですか？

農耕車
である



農耕車

- ・農耕トラクタ
- ・農業用薬剤散布車(スピードスプレイヤ)
- ・刈取脱穀作業車(コンバイン)
- ・田植機
- ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

農耕車
以外
である



農耕車以外の特殊自動車

- ・ショベル・ローダ
(ホイールローダ等)
- ・タイヤ・ローラ
- ・ロード・ローラ
- ・グレーダ
- ・ロード・スタビライザ
- ・スクレーパ
- ・ロータリ除雪自動車
- ・アスファルト・フィニッシャ
- ・タイヤ・ドーザ
- ・モータ・スイーパー(動力清掃機)
- ・ダンパ
- ・ホイール・ハンマ
- ・ホイール・ブレーカ
- ・フォーク・リフト
- ・フォーク・ローダ
- ・ホイールクレーン
- ・ストラドル・キャリア
- ・ターレット式構内運搬自動車
- ・自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車
- ・国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車
- ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

最高速度は
時速35キロ以上ですか？

YES

NO

固定資産税の
対象です

- ・償却資産の申告をしてください。

軽自動車税の
対象です(*)

- ・小型特殊自動車(農耕作業用)として登録し、ナンバーを取得してください。

大きさは次の基準を超えていますか？
長さ 4.70m 幅 1.70m 高さ2.80m

YES

NO

最高速度は 時速15キロ
を超えていますか？

YES

NO

固定資産税の
対象です

- ・償却資産の申告をしてください。

軽自動車税の
対象です(*)

- ・小型特殊自動車(その他)として登録し、ナンバーを取得してください。

* 償却資産として申告している特殊自動車が軽自動車税の対象だった場合は、税務課資産税係に御連絡ください。



なぜ申告が必要なのか

A 償却資産は土地や家屋と同じように固定資産税の対象となります。
地方税法第383条の規定に基づき、毎年1月1日現在の償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを1月31日までにその償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないとされています。所有する償却資産が少ない場合でも申告していただく必要があります。

* 土地や家屋は原則として「登記簿」によって課税の対象を把握していますが、償却資産には「登記簿」がありません。そのため、毎年1月1日時点での資産の所有状況について、所有者の方から申告をしていただき、固定資産税の課税を行っています。

申告しないと・・・地方税法第386条の規定及び三条市税条例第41条の規定により過料を科される場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法385条の規定により罰金を科されることがあります。



少額資産の申告はどうなりますか



下記の表を参照し、対象となる資産を申告してください。

30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、 旧租税特別措置法第67条の8ほか)			☐ 課税の対象となる資産 ☐ 課税の対象とならない資産
20万円未満				
10万円未満	法人税法第64条の2 第1項・所得税法第67 条の2第1項に規定す るリース資産 (20万円未満)	一括償却資産の3年償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、 所得税法施行令第139条第1項)	一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、 所得税法施行令第138条)	個別に減価償却 しているもの

お問合せ・御提出先はこちら

償却資産申告書・種類別明細書（増加資産・全資産用）に、1月1日現在所有されている資産の状況を記入し、1月31日（土・日曜日、祝日の場合は翌日）までに提出してください。
※詳細な記入方法は、申告書に同封の「償却資産（固定資産税）申告の手引」を御覧ください。

三条市総務部税務課資産税係

〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号 三条市役所
Tel 0256-34-5530(直通)

☆申告書はこちらでも受付します☆

栄庁舎 栄サービスセンター 総合窓口グループ 三条市新堀1311番地 Tel0256-45-1110
下田庁舎下田サービスセンター 総合窓口グループ 三条市荻堀830番地1 Tel0256-46-5906



電子申告（エルタックス）で申告できます。
詳細は次のホームページ等を御覧ください。

地方税共同機構

ホームページ <http://www.lta.go.jp/>

電話 0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019

エルタックス **eLTAX** 地方税ポータルシステム

